

計算書類に対する注記(法人全体用)

法人名:社会福祉法人 蓬萊会

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は32,417,712円(1年以内12,022,438円、1年超20,395,274円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (3) 拠点区分ごとの計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していません。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していません。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① ゆうあい拠点区分 (社会福祉事業)
 - ア 本部
 - イ 生活介護
 - ウ 施設入所
 - エ 短期入所
 - オ 日中一時支援
 - カ 移動支援
 - ② ソイル拠点区分
 - ア 生活介護
 - ③ よつば拠点区分
 - ア よつばホームA(グループホーム)
 - イ よつばホームBC(グループホーム)
 - ウ よつばホームD(グループホーム)
 - エ 桜AB(グループホーム)

- ④クローバー拠点区分
 - ア 計画相談支援
 - イ 障害児相談支援
 - ウ 地域定着支援
 - エ 地域移行支援
 - オ 防府市障害者相談支援
 - カ 地域療育等支援

⑤てらら拠点区分

- ア 生活介護

⑥たいよう拠点区分

- ア たいよう放課後等デイサービス
- イ たいよう日中一時支援
- ウ ひまわり放課後等デイサービス
- エ ひまわり日中一時支援

⑦たんぼぼ拠点区分

- ア 生活介護

6. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 土地 | 138,013,690 | 0 | 0 | 138,013,690 |
| 建物 | 397,140,335 | 0 | 16,921,006 | 380,219,329 |
| 合計 | 535,154,025 | 0 | 16,921,006 | 518,233,019 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|---------------|
| 土地(基本財産) | 47,293,962 円 |
| 建物(基本財産) | 151,161,530 円 |
| 計 | 198,455,492 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 94,848,000 円 |
| 計 | 94,848,000 円 |

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 577,797,972 | 197,578,643 | 380,219,329 |
| 建物 | 163,928,270 | 85,643,613 | 78,284,657 |
| 構築物 | 27,633,910 | 19,974,150 | 7,659,760 |
| 車両運搬具 | 19,979,170 | 12,202,755 | 7,776,415 |
| 器具及び備品 | 29,370,765 | 24,646,640 | 4,724,125 |
| 合計 | 818,710,087 | 340,045,801 | 478,664,286 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|--------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 87,141,003 | 0 | 87,141,003 |
| 未収金 | 7,208 | 0 | 7,208 |
| 未収補助金 | 4,018,000 | 0 | 4,018,000 |
| 立替金 | 55,700 | 0 | 55,700 |
| 前払費用 | 1,553,864 | 0 | 1,553,864 |
| 長期前払費用 | 1,606,443 | 0 | 1,606,443 |
| 合計 | 94,382,218 | 0 | 94,382,218 |

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(ゆうあい拠点区分用)

法人名:社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は14,713,976円(1年以内5,348,340円、1年超9,365,636円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

2. 重要な会計方針の変更
該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) ゆうあい拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))
 - ア 本部
 - イ 生活介護
 - ウ 施設入所
 - エ 短期入所
 - オ 日中一時支援
 - カ 移動支援
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地 | 66,740,900 | 0 | 0 | 66,740,900 |
| 建物 | 206,756,425 | | 6,500,909 | 200,255,516 |
| 合計 | 273,497,325 | 0 | 6,500,909 | 266,996,416 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 339,492,000 | 139,236,484 | 200,255,516 |
| 建物 | 117,458,793 | 55,119,765 | 62,339,028 |
| 構築物 | 24,715,270 | 18,464,729 | 6,250,541 |
| 車両運搬具 | 12,057,050 | 5,919,047 | 6,138,003 |
| 器具及び備品 | 16,222,389 | 13,967,034 | 2,255,355 |
| 合計 | 509,945,502 | 232,707,059 | 277,238,443 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|--------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 35,810,846 | 0 | 35,810,846 |
| 未収補助金 | 1,790,000 | 0 | 1,790,000 |
| 立替金 | 37,800 | 0 | 37,800 |
| 前払費用 | 333,880 | 0 | 333,880 |
| 長期前払費用 | 575,360 | 0 | 575,360 |
| 合計 | 38,547,886 | 0 | 38,547,886 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ソイルセンター拠点区分用)

法人名: 社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は3,487,110円(1年以内1,103,960円、1年超2,383,150円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) ソイル拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 土地 | 16,000,000 | 0 | 0 | 16,000,000 |
| 建物 | 23,184,007 | 0 | 591,931 | 22,592,076 |
| 合計 | 39,184,007 | 0 | 591,931 | 38,592,076 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------|-----------|------------|
| 建物(基本財産) | 27,820,800 | 5,228,724 | 22,592,076 |
| 建物 | 813,132 | 99,235 | 713,897 |
| 構築物 | 149,040 | 101,844 | 47,196 |
| 車両運搬具 | 444,000 | 443,999 | 1 |
| 器具及び備品 | 1,952,655 | 1,635,648 | 317,007 |
| 合計 | 31,179,627 | 7,509,450 | 23,670,177 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 (単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 11,474,290 | 0 | 11,474,290 |
| 未収補助金 | 631,000 | 0 | 631,000 |
| 前払費用 | 13,750 | 0 | 13,750 |
| 合計 | 12,119,040 | 0 | 12,119,040 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
 状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記(よつば拠点区分用)

法人名:社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は160,160円(1年以内147,840円、1年超12,320円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) よつば拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))
ア よつばホームA(グループホーム)
イ よつばホームBC(グループホーム)
ウ よつばホームD(グループホーム)
エ 桜AB(グループホーム)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地 | 23,676,806 | | | 23,676,806 |
| 建物 | 45,343,735 | | 3,028,963 | 42,314,772 |
| 合計 | 69,020,541 | 0 | 3,028,963 | 65,991,578 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|--------------|
| 土地(基本財産) | 19,687,392 円 |
| 建物(基本財産) | 36,828,822 円 |
| 計 | 56,516,214 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 22,394,620 円 |
| 計 | 22,394,620 円 |

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 60,781,386 | 18,466,614 | 42,314,772 |
| 建物 | 28,964,805 | 21,682,833 | 7,281,972 |
| 構築物 | 1,460,500 | 945,686 | 514,814 |
| 車両運搬具 | 1,751,630 | 656,452 | 1,095,178 |
| 器具及び備品 | 2,844,532 | 2,363,674 | 480,858 |
| 合計 | 95,802,853 | 44,115,259 | 51,687,594 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 14,493,572 | 0 | 14,493,572 |
| 未収補助金 | 335,000 | 0 | 335,000 |
| 立替金 | 17,900 | 0 | 17,900 |
| 前払費用 | 491,850 | 0 | 491,850 |
| 合計 | 15,338,322 | 0 | 15,338,322 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(クローバー拠点区分用)

法人名: 社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は708,096円(1年以内243,848円、1年超464,248円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) クローバー拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))
- ア 計画相談支援
イ 障害児相談支援
ウ 地域定着支援
エ 地域移行支援
オ 防府市障害者相談支援
カ 地域療育等支援
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位: 円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-------|--------|-----------|
| 土地 | 3,989,414 | | | 3,989,414 |
| 建物 | 764,680 | | 40,423 | 724,257 |
| 合計 | 4,754,094 | 0 | 40,423 | 4,713,671 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 建物(基本財産) | 1,010,586 | 286,329 | 724,257 |
| 建物 | 1,112,400 | 255,852 | 856,548 |
| 車両運搬具 | 2,974,270 | 2,974,266 | 4 |
| 器具及び備品 | 523,180 | 401,641 | 121,539 |
| 合計 | 5,620,436 | 3,918,088 | 1,702,348 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 (単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 3,127,090 | 0 | 3,127,090 |
| 前払費用 | 60,460 | 0 | 60,460 |
| 合計 | 3,187,550 | 0 | 3,187,550 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
 状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記(てらら拠点区分用)

法人名:社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は3,672,020円(1年以内1,201,030円、1年超2,470,990円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) てらら拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略しています。
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 土地 | 該当なし | | | 0 |
| 建物 | | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 建物 | 6,387,500 | 4,725,514 | 1,661,986 |
| 車両運搬具 | 1,002,880 | 459,653 | 543,227 |
| 器具及び備品 | 285,890 | 138,564 | 147,326 |
| 合計 | 7,676,270 | 5,323,731 | 2,352,539 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 (単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 8,006,818 | 0 | 8,006,818 |
| 未収金 | 7,208 | 0 | 7,208 |
| 未収補助金 | 631,000 | 0 | 631,000 |
| 前払費用 | 300,410 | 0 | 300,410 |
| 合計 | 8,945,436 | 0 | 8,945,436 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
 状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記(たいう拠点区分用)

法人名: 社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は8,583,550円(1年以内3,039,720円、1年超5,543,830円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) たいう拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(①))
- ア たいう放課後等デイサービス
イ たいう日中一時支援
ウ ひまわり放課後等デイサービス
エ ひまわり日中一時支援
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地 | 13,803,285 | | | 13,803,285 |
| 建物 | 81,559,078 | | 4,421,890 | 77,137,188 |
| 合計 | 95,362,363 | 0 | 4,421,890 | 90,940,473 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|--------------|
| 土地(基本財産) | 13,803,285 円 |
| 建物(基本財産) | 77,137,188 円 |
| 計 | 90,940,473 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 52,479,800 円 |
| 計 | 52,479,800 円 |

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 97,281,600 | 20,144,412 | 77,137,188 |
| 建物 | 746,040 | 719,173 | 26,867 |
| 構築物 | 926,100 | 412,244 | 513,856 |
| 車両運搬具 | 1,749,340 | 1,749,338 | 2 |
| 器具及び備品 | 6,508,975 | 5,267,620 | 1,241,355 |
| 合計 | 107,212,055 | 28,292,787 | 78,919,268 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 6,800,688 | 0 | 6,800,688 |
| 前払費用 | 161,332 | 0 | 161,332 |
| 長期前払費用 | 470,552 | 0 | 470,552 |
| 合計 | 7,432,572 | 0 | 7,432,572 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(たんぼぼ拠点区分用)

法人名: 社会福祉法人 蓬萊会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品 定額法
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した
ものについては定額法によっています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
尚、未経過リース料総額は1,092,800円(1年以内937,700円、1年超155,100円)であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る
共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上して
います。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 拠点で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
(2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) たんぼぼ拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地 | 13,803,285 | | | 13,803,285 |
| 建物 | 39,532,410 | | 2,336,890 | 37,195,520 |
| 合計 | 53,335,695 | 0 | 2,336,890 | 50,998,805 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|--------------|
| 土地(基本財産) | 13,803,285 円 |
| 建物(基本財産) | 37,195,520 円 |
| 計 | 50,998,805 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 19,973,580 円 |
| 計 | 19,973,580 円 |

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 51,411,600 | 14,216,080 | 37,195,520 |
| 建物 | 8,445,600 | 3,041,241 | 5,404,359 |
| 構築物 | 383,000 | 49,647 | 333,353 |
| 器具及び備品 | 1,033,144 | 872,459 | 160,685 |
| 合計 | 61,273,344 | 18,179,427 | 43,093,917 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 7,427,699 | 0 | 7,427,699 |
| 未収補助金 | 631,000 | 0 | 631,000 |
| 前払費用 | 192,182 | 0 | 192,182 |
| 長期前払費用 | 560,531 | 0 | 560,531 |
| 合計 | 8,811,412 | 0 | 8,811,412 |

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項

該当なし